

資料 1 電離放射線にさらされる業務による疾病

<p>基発第 239 号 (昭和 38 年 3 月 12 日)</p>	<p>基発第 810 号 昭和 51 年 11 月 8 日</p>	<p>労働基準法施行規則第 35 条 別表第 1 の 2</p>
	<p>1 急性放射線障害 (比較的短い期間に大量の電離放射線に被ばくしたことにより生じた障害) (1)急性放射線症(急性放射線死を含む。) (2)急性放射線皮膚障害 (3)その他の急性局所放射線障害 4 電離放射線による退行性疾患等 (相当量の電離放射線に被ばくしたことによって起こり得るその他の疾病) (1)白内障 (2)再生不良性貧血 (3)骨壊疽 (えそ)、骨粗鬆症 (4)その他身体局所に生じた線維症等</p>	<p>二 物理的因子による疾病 第 5 項 急性放射線症 皮膚潰瘍(かいよう)等の放射線皮膚障害 白内障等の放射線眼疾患 放射線肺炎 再生不良性貧血等の造血器障害 骨壊(え)死 その他の放射線障害</p>
<p>電離放射線の慢性被ばくによって発生する疾病 (1)白血球減少症 (2)貧血 (3)出血性素因 (4)白血病 (5)白血病様反応 (6)皮ふがん (7)皮ふ潰瘍 (8)慢性放射線皮ふ炎 (9)白内障 (中性子線) (10)骨えそ (ラジウムその他骨に沈着性放射性物質) (11)骨肉種 (12)肺がん (ラドンその他の肺沈着性放射性物質)</p>	<p>2 慢性的被ばくによる電離放射線障害 (1)慢性放射性皮膚障害 (2)放射線造血器障害(白血病及び再生不良性貧血を除く。) 3 電離放射線による悪性新生物 (比較的長い潜伏期間) (1)白血病 (2)外部被ばく イ 皮膚がん ロ 甲状腺がん ハ 骨の悪性新生物 (3)内部被ばく イ 肺がん ロ 骨の悪性新生物 ハ 肝及び胆道系の悪性新生物 ニ 甲状腺がん</p>	<p>七 がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による疾病 第 10 項 白血病 肺がん 皮膚がん 骨肉腫(しゅ) 甲状腺(せん)がん</p>
		<p>九 その他業務に起因することの明らかな疾病</p>